

毒物又は劇物の運搬容器の基準の一部見直しに関する検討

(毒物又は劇物の運搬容器として、国際海事機関(IMO)が定めた国際海上危険物輸送規定(IMDG Code)に適合するタンクコンテナの受け入れに関する検討について)

1 背景

- (1) 毒物及び劇物取締法第16条に「保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、毒物又は劇物の運搬、貯蔵、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。」と規定され、それを受けて施行令第40条の2では、四アルキル鉛を含有する製剤、無機シアン化合物たる毒物又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤を運搬する場合の容器について基準を定めている。
- (2) その基準では、無機シアン化合物たる毒物(液体状のものに限る。)及び弗化水素又はこれを含有する製剤を容器に収納して運搬する場合、その容器の内容積は、10,000 リットル以下であることとされている。また、その容器の内容積が2,000 リットル以上の場合には、その内部に防波板を設けることとされている。
- (3) 輸入や対日投資の障壁となっている具体的政府規制等に関する苦情を内外の企業等から受け付け審議等を行っている市場開放問題苦情処理体制(OTO: Office of Trade and investment Ombudsman) 推進会議において、日本国内でも、国際基準に合致するタンクコンテナによる弗化水素の運搬が可能となるよう提案されている。
- (4) 国際基準(国際海上危険物輸送規定)においては、容器の容量上限の規定はなく、防波板についても、積載量80%以上または20%以下の場合には不要とされている。そのため、国際間の危険物輸送に用いられている通常24000リットルの積載式移動タンク貯蔵所(タンクコンテナ)(下写真参照)には、防波板はない。



2 対応案

国際間の危険物輸送に用いられている積載式移動タンク貯蔵所(タンクコンテナ)については、現在、上記1の(3)に掲載されるとおりの規定があるため、日本国内で使用できない状態にある。従来より、OTO等により規制緩和要望がなされてきた経緯もあり、日本国内においてももの使用が可能となるよう検討したい。

3 取扱基準調査会結果

国際海事機関(IMO)が採択した国際海上危険物輸送規定(IMDG Code)に適合するタンクコンテナを日本国内でも受け入れることが必要と判断された。

なお、容器の基準に関する改正については、個別に関連する規定を見直すより、国際海事機関が採択した国際海上危険物輸送規定に適合するタンクコンテナは、例外規定を設ける等包括的に認める方法が望ましいとされた。